■札幌市道路占用料の改定について

【経過措置(条例附則別表)】

令和6年3月31日以前から引き続き占用している物件で、占用の期間が1年以上

であるものについては、令和6年度に限り、以下のとおり経過措置を設けます。

占用物件			単位	令和6年度【経過措置適用】			改定後(令和7年度~)		
				1 級地	2 級地	3 級地	1 級地	2 級地	3級地
道路法第32条 第1項第1号 に掲げる工作 物	第1種電柱		本/年	1, 300円		1, 400円			
	第2種電話柱		本/年	1, 900円			2,000円		
道路法第32条 第1項第2号 に掲げる物件	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		m/年	140円			150円		
	外径が 1 メートル以上のもの		m/年	1, 400円			1, 500円		
道路法第32条 第1項第5号 に掲げる施設			- m²/年	4, 200円	3, 200円	2, 100円	4, 900円	3, 700円	2, 500円
	地下に設ける通路			2, 500円	1, 900円	1,300円	3,000円	2, 300円	1, 500円
道路法第32条 第1項第6号 に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、 一時的に設けるもの		m²/∃	85円			99円		
	その他のもの		m²/月	850円	640円	430円	990円	740円	500円
道路法施行令 第7条第1号 に掲げる物件	看板	突出看板 (表裏2面以上)	㎡/年	6,000円	4, 500円	3,000円	6, 900円	5, 200円	3, 500円
		その他のもの		8, 500円	6, 400円	4, 300円	9, 900円	7, 400円	5,000円
	添加広告	突出添加広告		6,000円	4, 500円	3,000円	6, 900円	5, 200円	3, 500円
		巻付添加広告		3,000円	2, 300円	1,500円	3, 500円	2, 600円	1,800円
	可動看板		個/月	1,000円	750円	500円	1, 200円	900円	600円
	標識	停留所標識	本/年	960円			1,000円		
		店頭標識		1, 900円	1, 400円	950円	2,000円	1, 500円	1, 000円
	広告用旗のぼり		本/月	850円	640円	430円	990円	740円	500円
	店頭装飾		m²/月	850円	640円	430円	990円	740円	500円
	アーチ	車道を横断 するもの	基/月	8, 500円	6, 400円	4, 300円	9, 900円	7, 400円	5,000円
		その他のもの		4, 200円	3, 200円	2, 100円	4, 900円	3, 700円	2, 500円
道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設 及び同条第5号に掲げる工事用材料			m²/月	850円	640円	430円	990円	740円	500円

【備考】 経過措置の対象とならない物件・施設については、令和6年度から改定後の単価を適用